

京都府警察本部等組織規則の全部を改正する規則および京都府警察署組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う経過措置に関する訓令

〔制定 昭和42.3.20 京都府警察本部訓令第2号〕

京都府警察本部等組織規則の全部を改正する規則および京都府警察署組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う経過措置に関する訓令を次のように定める。

(名称が変更された課の職員)

第1条 京都府警察本部等組織規則の全部を改正する規則(昭和42年京都府公安委員会規則第3号)施行の際、現に次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部	秘書課	総務部	総務課
警備部	警備第一課	警備部	公安課
警備部	警備第二課	警備部	警備課
警ら交通部	交通総務課	交通部	交通企画課
警ら交通部	交通第一課	交通部	交通指導課
警ら交通部	交通第二課	交通部	運転免許課
警ら交通部	警ら課	警務部	外勤課
市警察部	交通総務課	市警察部	交通企画課

(警察署の警ら課長および警ら交通課長)

第2条 京都府警察署組織規則の一部を改正する規則(昭和42年京都府公安委員会規則第4号。以下「署組織規則」という。)施行の際、現に警察署において、次の表の左欄に掲げる課長を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる課長を命ぜられたものとする。

警ら課長	外勤課長
警ら交通課長	外勤交通課長

(警ら交通課の廃止された署の課長)

第3条 署組織規則施行の際、警ら交通課の廃止された署で警ら交通課長兼務を命ぜられている次長は、別に辞令を発せられない限り、警ら交通課長兼務を免ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。